



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の解散（村づくり計画課）…………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 1
- 公金の徴収に関する事務の委託・2件（住宅課）…………… 2
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）…………… 2

## 告 示

### 沖縄県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和7年4月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 宮城土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和7年3月19日

### 沖縄県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年4月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥間(3)－1	国頭村字奥間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

### 沖縄県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年4月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
-------	-------	---------------------	-----------------------

奥間(3)-1	国頭村字奥間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
---------	--------------------	---------	-----------

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第146号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和7年4月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所（所在地）
  - ア 名称 沖縄県住宅供給公社
  - イ 住所 那覇市旭町114番地7
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年3月19日
- 4 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**沖縄県告示第147号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和7年4月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
  - ア 名称 住宅情報センター株式会社
  - イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地7
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年3月19日
- 4 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**沖縄県告示第148号**

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和7年4月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	取消し年月日
宜野湾地区交通安全協会	宜野湾市真志喜二丁目1番3号（宜野湾警察署内）	宜野湾市真志喜二丁目1番3号（宜野湾警察署内）	令和7年4月1日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--